

ご自宅へまでお伺いします！ マイナンバーカード 無料出張申請

マイナンバーカード出張申請に関する問い合わせ
 ☎マイナンバーカード出張申請予約コールセンター
 ☎0120-717-006

受付時間
 (月～木) 9:00～17:30
 (金) 9:00～20:00
 (日) 9:00～13:00
 ※毎月第3土曜日の翌日曜日、
 および祝休日・年末年始は除く。



初めてマイナンバーカードを申請する守口市民限定で、出張申請サポートを行います。
 団体、企業、ご家族、個人など、
 どなたでも申し込みください。

詳しくはこちら→



最大20,000円分 マイナポイント申し込み 期限は9月末まで！

マイナポイントに関する問い合わせ
 ☎マイナンバー総合フリーダイヤル
 ☎0120-95-0178※ダイヤル後、5番を選択
 マイナンバーカードに関する問い合わせ
 ☎マイナンバーカードコールセンター
 ☎0120-182-672

令和5年2月末までにカードの申請をした人が対象です。
 まだマイナンバーカードを受け取っていない人は、ぜひお早めにお越しください。
 申し込み方法は、市ホームページをご確認ください。

※ただし、一部キャッシュレス決済は、令和5年9月以前の異なる期限を設定している場合があります



詳しくはこちら→



2023.10.3 火曜日 2024.1.15 日曜日

謎解き イベント開催



昨年、豊臣秀吉をテーマに開催した市内の名所等でまちの魅力をめぐる「謎解きイベント」。今年度は、小説『怪人二十面相』などでおなじみの小説家、江戸川乱歩をテーマに開催します。市内を周遊して、歴史・文化・伝統を体感し、楽しみながら市の魅力を新発見・再発見してください。子どもから大人まで嬉しい驚きの豪華景品GETのチャンスも…!?
 詳細については、広報もりぐち10月号に掲載します。
 お楽しみに!

coming soon!

魅力創造発信課 06-6992-1356

謎解きイベント

クーポン使用可能店舗

大募集!

たくさんのイベント参加者に
 ご来店いただけるチャンス!!

対象店舗

守口市内にあり、募集要項にご同意いただける事業者

注意点

クーポンの特典分は各事業者様のご負担となります
 (換金等はございません)

募集期間

9月1日(金)～12月15日(金)

実施エリア

守口市内

応募はこちら



本人通知制度をご存じですか？

☎総合窓口課(証明発行担当)

☎06-6992-1525

住民票の写しや戸籍謄・抄本の交付請求不正取得を防止・抑制するため、市では、平成24年2月1日より本人通知制度を開始しています。
 事前に登録することで、登録した人の住民票の写しや戸籍謄・抄本などを本人の代理人を含む第三者に交付したとき、本人に交付した事実を郵送で通知する制度です。

登録できる人

- ・守口市の住民基本台帳、戸籍の附票に記載されている人(5年以内に除かれた人も含む)
- ・守口市の戸籍に記載されている人(除かれた人も含む)
- ただし、死亡した人、失そう宣告を受けた人は登録できません

登録に必要なもの

- ・本人による申し込み…本人確認書類
- ・法定代理人による申し込み…法定代理人であることを証明する書類と、本人確認書類
- ・代理人による申し込み…委任状と本人確認書類

通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し(除票を含む)
- ・戸籍謄本・抄本(除籍を含む)
- ・戸籍附票(除かれた附票を含む)



通知する内容

- ・証明書の交付年月日
- ・交付した証明書の種別(戸籍証明・住民票の写し等証明の種類)
- ・交付枚数
- ・交付請求者の種別(本人の代理人・本人の代理人以外の者)
- ※交付請求者の氏名、住所などを通知することはできません。

登録の申し込み

市役所総合窓口課(2階北エリア)、大日サービスコーナー
 ※通知の対象となるのは本人通知登録日以降交付の証明書から。

登録事項の変更および取消

登録事項に変更が生じた場合または登録を取消したい場合は、必ず本人通知制度事前登録(変更・取消)届出書を提出してください。
 ※転出・転居などにおいて、通知が届かない可能性があります。

申請書ダウンロード

本市に居住していない人や、やむを得ない理由により直接窓口で登録手続きができない人は、郵送による登録も可能です。申請書はホームページに掲載。

※詳細は電話、またはホームページをご確認ください。



守口市独自商品券を市内全世帯に配付します

☎地域振興課

☎06-7777-2701

物価高騰の影響を受けた市民に対して、消費の下支えを通じた生活安定支援を行うとともに、地元事業者に対しても、市内での消費喚起による経済的支援を目的として、市内全世帯に対して守口市独自の「守口市おでかけ応援商品券」5,000円分を配付します。

また、高齢者に対しては、アフターコロナにおける健康づくりに資することを目的に、外出の更なる契機となるよう65歳以上の世帯員が含まれる世帯には、2,500円分を上乗せした7,500円分の商品券を配付します。

配付額面

<p>高齢者のいる世帯</p> <p>商品券 7,500 円分</p> <p>令和5年8月1日時点において、世帯内に昭和34年4月1日までに出生し、本市の住民基本台帳に記録されている人がいる場合</p>	<p>その他の世帯</p> <p>商品券 5,000 円分</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------

お楽しみに!

<p>対象者</p> <p>令和5年8月1日時点で守口市の住民基本台帳に記載のある全世帯</p>	<p>配付冊数</p> <p>1世帯あたり1冊</p>	<p>配付方法</p> <p>10月上旬から順次引換券を郵送</p>
----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------	--------------------------------------------------

